

2013年6月26日(第2回)、7月24日(第3回)専門委員会が開催される

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の検討状況

現在、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会児童部会のもとに設置された、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で、学童保育の国の基準の検討が行われています。

6月26日に第2回目、7月24日に第3回目の専門委員会が開催され、学童保育の基準に関わる論点について検討が行われました。

委員会では、具体的な基準について、①指導員の資格②指導員の員数(配置基準)、③施設・設備、④開設日数、⑤開設時間、⑥その他の基準、⑦その他の論点、が取りあげられ、各委員から意見が出されました。

第2回目の専門委員会では、主に「指導員の資格」「配置基準」「施設・設備」「開設日数」「開設時間」について検討が行われました。

第3回目では、「その他の基準」にどのようなものが考えられるかとして、

- ・「基準を定める範囲」
- ・「建築・消防関係について」
- ・「規模の問題」

が取りあげられるとともに、「その他の論点」として、

- ・「利用手続き」
- ・「対象児童を六年生までに引き上げたことにもなう配慮すべき点」
- ・「放課後子ども教室や児童館との連携にあたっての配慮すべき点」
- ・「公費の提供を受けていない企業等が実施する『学童保育』」

などについて、各委員から意見が出されました。

出された意見の概要は次の通りです。

◆「その他の基準」について

- 「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」は省令事項とすることを提案したい。
- 「安全対策・緊急時対応の強化」「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」の4点は基準として必要ではないか。
- 「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」はとても重要だ。省令の基準に入れるべき。
- 第3者評価による運営の改善を要望したい。

◆「規模について」

- 規模についての考え方について。指導員や運営の視点からではなく、子どもの視点から考える必要がある。子ども自身が、お互いを生活のメンバーとして知り合うい認め合え、指導員との信頼関係が築けることが必要。「放課後児童クラブガイドライン」で「おおむね40人までが望ましい」とされ、一定程度望ましい方向にすすんだと思う。それを後退させてはならない。
- 長期的・短期的にどうするかを考えることが必要。40人をめざすのは良いが、すぐにできない。まず1割に満たない「71人以上」を解消すべきで、上限を定める必要があるのでは。
- 子どもの状況を考え、優先順位を決めている。一人親一年生、特別支援が必要な子どもなど。どうしても必要な子どもが多く70人を超えるところもある。1クラブ40人にして、分室やクラス制にする必要があるのでは。
- 職員の立場からみると、40人というのはギリギリの人数。子ども同士の関係が大事で、大規模になると関係が作れない。保育の質に関わるので、規模の問題は慎重に検討してほしい。
- 70人以上のところもある。入れない子どもの問題をどうするかもあり、ジレンマになるが、クラス分けや分室などの工夫が必要ではないか。
- この委員会では、おおむね40人までの規模とするこの合意はあるのではないか。

◆利用の手続きについて

- 市町村に申込むのか施設に申込むのかどちらもある。それよりも、定員オーバーした実態の把握を市町村がすることが必要。市町村が申請状況を把握して、大規模化を防ぎ、質の確保を図ることが必要では。そのための市町村の入室基準が必要。
- 多様なニーズへの対応が必要となっており、順位付けが難しい。厳密に入所基準を決めると待機児童がたくさん出てしまう。余裕を持った基準が必要ではないか
- 入所の基準を施設任せにすると事業の整備がしにくくなる。全体として、子どものためになることを基本にしたうえで、多様性も考えるということではないか。



関係する資料のホームページアドレスです。

- 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi126710>
- 第2回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 議事録(2013年6月26日開催)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013756.html>
- 第3回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 議案・資料(2013年7月24日開催)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000037a9p.html>



放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の検討状況

◆6年生まで対象児童を広げることについての留意点

- 1部屋しかないため、6年生まで入れるとパンクしてしまう。新たな施設を建てるしかなくなる。市町村が苦勞する、指導員も戸惑いがある。
- 6年生まで入所すると待機児童が増える。優先順位の考え方も盛り込む必要があるのでは。
- 高学年は魅力がないと学童保育には来ない。児童館とは違って、学童保育の場合は行かないと親が困る。高学年受け入れの研修体制をしっかりとやる必要があるのでは。

◆児童館、放課後子ども教室との関係について

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室では、サービス内容、プログラムが違うので一緒にではできない。
- 学童保育は帰ってくる場所。生活の場であることを踏まえて運営している。専用室と専任の指導員が必要
- 児童福祉法に「児童厚生施設等を利用して」とあることの意味を考える必要がある。児童館ガイドラインで書いてある放課後児童クラブへの留意事項は、放課後子ども教室との関係でも同じことが言える。
- 放課後子ども教室には一時預かりや週何回利用などの多様なニーズに対応できる。
- 学童保育の子は、家庭に代わる場所として利用している。一回どこかに寄ってから来るのではない。留守家庭の子は家庭に代わる場として学童保育が必要。

◆公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について

- 考え方について。小学生の放課後は、塾や習い事、児童館や放課後子ども教室の利用などいろいろと選択肢がある。放課後はいろんな選択肢があることを前提にいろんなサービスが増えること自体は、家庭の選択の問題として考えること。そのことと、学童保育とどう区別するかという問題。預かる要素があれば、何でも良いということや、他の事業に預かる機能を持つものがあっても良いが、それをすべて学童保育ということの問題ではないか。議論としては、省令事項と参酌事項で、まず基準をまとめ、その中で考えていくことが現実的ではないか。
- 民間企業への危惧があるが、利用している人もいるということもある。放課後児童クラブは福祉的なもので商品ではない。民間企業の事業はパッケージになっていて長い時間利用する。親は見分けるのが難しい。消費者保護の立場からも慎重に考えるべきものではないか。

また、第2回目の論議にもとづいて、資格や配置基準について、事務局から次のような議論の視点が示されました。

「職員の資格は、『児童の遊びを指導する者』を基本とすることとしてはどうか」

「全員には資格を求めない方向で検討してはどうか」

「現に業務に従事している無資格者については、なんらかの措置を設けることにしてはどうか」

「有資格者とするための研修と、職員の質を向上させるための研修と、それぞれ検討してはどうか」

「職員の配置は、複数配置を基本としてはどうか」

「専用室・専用スペースを設置することとしてはどうか」

「これらの意見を踏まえ、『16・5㎡』の水準を中心に検討してはどうか」

「静養室・静養スペースを設置することを中心に検討してはどうか」

「（開設日は）具体的な日数を定めるかどうかも含め引き続き検討」

「（開所時間は）具体的な時間数を定めるかどうかも含め、引き続き検討」

会議では、この点についても各委員に意見を求めました。

○省令で決めると資格ある人を雇用することになる。それは国の補助基準も変えてもらう必要がある。専用室専用スペースが必要だが、学校を借りるときにタイムシェアの考え方を認めてほしい。活動している時間帯は専用として使うという考え方を要望したい。

○無資格者を有資格とする研修と、現任研修の両方が必要。誰を有資格者とするか。パート、短時間勤務の指導員全員に求めると事業が立ちゆかなくなる。常勤勤務者に限定するのがよいのではないか。

○全員に資格は必要ないのでは。専任の人、最低限の人数の人には求める必要があるが、パート的、補助的には必要ないのでは。ただし研修は必要。パート的な人であっても短時間であっても研修は必要ではないか。あとは現任研修で。

○資格と人数について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第38条の2項について。ざくっとした議論になっているのではないか。第38条の2項には6項目の内容があり、それにそっていいいに議論する必要がある。特に4項と6項をどうするかをいいいに議論する必要があるのではないか。

人数は、専任で複数配置することが大事で前提だが、一人体制のところもあり、ここを何らかのかたちで子どもの緊急性などから考えて、子どものいる時間の体制は何か配慮ができないか。

一人体制のところ切り捨てにならないようにしてほしい。施設整備の基準の考え方では、一人当たりには保障する内容と受け入れ人数との上限との関係が出てくる。その場合、利用登録の人数で考えるべきで、日々の利用人数を基準にしてはいけない。実利用（平均人数）で考えると常に基準より劣悪な条件を認めることになる。

また、来ている子どもだけを対象とするという考え方に立つことになり問題だ。中途退所児童の実態を調べたことがあるが、退所の理由に大規模化や保育内容との関係もあった。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の検討状況

(前ページからのつづき)

減ることを前提に基準をつくるということは、そういう問題を認めて基準をつくっていくことになってしまう。ある状況を基準にすることではなく、良くしていくという長期的な視点で基準をつくるべきで、平均値でつくるのはまずいのではないか。

○開所時間は、市町村が地域の実情に応じて決めていくこと。考え方を明確にするということではないか。

○パート職員にも研修が必要だという意見に賛成。研修履歴の整備が必要。基準になるのは登録人数を基本にするという意見に賛成。施設は、高学年のための着替え場所など多目的に使えるスペースが必要。遊具なども高学年受け入れを考えて整備が必要。児童の健全育成を考えた整備が必要では。

○資格は児童厚生員を前提という意見。「放課後児童クラブガイドライン」ができて、市町村もそういう方向ですすめてきた。そこをベースにすべき。パートの指導員もしっかりと研修が必要。6項についてしっかりとしてほしい。

最後に次回の委員会は9月30日(月)に行い、関係団体のヒアリングを行うことを確認して終わりました。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会では、12月を目途に「取りまとめ」を行い、社会保障審議会児童部会、子ども・子育て会議で報告や検討を行ったのちに、国の省令が定められます。

◆地方版子ども・子育て会議の設置状況について (2013年7月26日 内閣府)

2013年7月1日時点での地方自治体における「地方版・子ども子育て会議」(「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての合議体を含む。)の設置状況。

【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	619団体	911団体	11団体	248団体	1789団体
都道府県	24団体	22団体	0団体	1団体	47団体
市区町村	59.5団体	889団体	11団体	247団体	1742団体
うち政令市	20団体	0団体	0団体	0団体	20団体
うち中核市	34団体	8団体	0団体	0団体	42団体

地方版子ども・子育て会議の設置状況について(九州各県)

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
福岡県	32 52%	29 48%	0 0%	0 0%	61
佐賀県	5 24%	13 62%	1 5%	2 10%	21
長崎県	11 50%	9 41%	0 0%	2 9%	22
熊本県	10 22%	36 78%	0 0%	0 0%	46
大分県	10 53%	9 47%	0 0%	0 0%	19
宮崎県	0 0%	26 96%	0 0%	1 4%	27
鹿児島県	12 27%	30 68%	1 2%	1 2%	44
沖縄県	5 12%	16 38%	0 0%	21 50%	42

※上段は、自治体数(県を含む)、下段は割合を示す。

地域連協の 活動紹介

霧島市児童クラブ連絡会

「第10回議員と語ろうかい」一条例づくりに向けて意見交換を開催

要望内容

- (1) 市町村が設置する「地方版子ども・子育て会議」に学童保育関係者をメンバーに入れること。
- (2) 「地域子ども・子育て支援事業計画」策定にあたっては、学童保育を13事業のひとつとしてではなく重点事業と位置づけること。
- (3) 「事業計画」のニーズ調査は、学童保育の量的・質的な拡充と適切な把握(潜在的なニーズ把握も含む)ができる内容とすること。(パブリックコメント等のとりくみ)
- (4) 学童保育の基準づくりにかかわって
 - ①市町村が作成する条例には、全国連絡会が作成した『学童保育の保育指針(案)』が反映されるようにすること。
 - ②条例の設置基準にあたっては、『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』を参考にすること。
 - ③指導員の配置基準は、常時複数の常勤配置(午前からの勤務体制)を基準とすること。
- (5) 確実に学童保育に予算措置がなされること。
現在交付されている学童保育の運営費補助金は、目的税であり学童保育以外に使われることはありませんが、新しい制度では、学童保育への予算は「一括交付金」として国から市町村に交付されることとなります。

8月6日(火)午前10時から、「第10回霧島市議会議員と語ろうかい」が開催され、霧島市児童クラブ連絡会から19名が参加しました。

今回は昨年11月に開催され、霧島市管内の放課後児童クラブの実状、抱えている課題・要望を語る機会となりました。今回は、昨年8月10日成立した「子ども・子育て関連3法」を受けて、市町村の「事業計画」および「学童保育の基準の条例化」に向けて、2時間に渡り、議員の皆さん8名と意見交換を行いました。

今回、決まった法律では、「市町村の実施責任が『できる』『利用の促進の努力義務』となっていて明確になっていない」「最低基準は、指導員の資格と員数のみが『従うべき基準』となっているのみで、他の施設や運営に関する項目が市町村に任されている」「基準の水準がわからない」「財政措置が一括交付金となっていて学童保育に確実に補助されるのか明確ではない」など、これまでの私たちの要望からすると不十分なものとなっていると、資料を基に説明しました。

また、指導員の仕事はどういうものか、指導員の立場から事務局の田間さんが「1日のながれ」を説明しました。

意見交換では、学童保育の施設状況や指導員の賃金、労働実態など、率直な質問とやりとりがなされました。

霧島市は、12月議会に「地方版子ども・子育て会議」の条例案を提案することになっています。